

複数件一括工事の
運用を見直します！



令和4年10月27日
京都市建設局
〔担当：建設企画部監理検査課〕
電話：222-3548

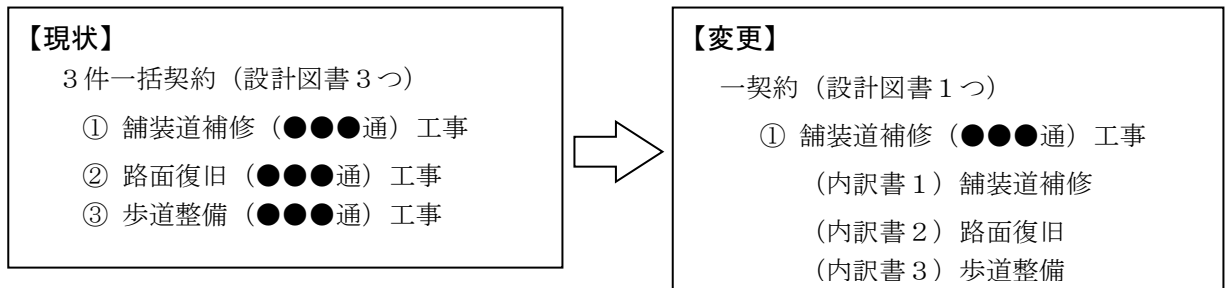
建設局における「複数件一括工事」の見直しについて

建設局では、同一箇所での工事を複数件に分け、それを一括し「複数件一括工事」として発注してきました。

この度、これを廃止し、令和5年1月以降は1件の工事とすることとし、これに併せて「土木請負工事監督・検査諸規程」を改定しますのでお知らせします。

1 イメージ

これまで「複数件一括工事」として発注を行ってきましたが、1件の工事として取り扱います。



2 見直し概要

- (1) 設計図書は1つ（予算種別ごとに設計内訳書を作成）とし、工事名、工事場所、工期等も1つとします。
- (2) 設計図書に示す設計内訳書において、工期末に先立って一部の構造物等を完了する必要がある場合は、特記仕様書に引渡日を明記し、引渡日までに既済部分検査（部分引渡し）を行います。
- (3) 工事書類は、1件の工事として取り扱います。ただし、出来高図書等、一部の工事書類は、設計内訳書ごとに整理することとします。
- (4) 工事成績評定点は1件の工事として評価を行います。併せて、「土木請負工事監督・検査諸規程」（令和5年1月：施行）の改定を行い、既済部分検査（部分引渡し）を実施した場合、既済部分検査（部分引渡し）評定点と完成検査評定点の配分を加重平均化に変更します。

4 見直し時期

令和5年1月以降に契約する工事から見直しを行います。

5 備考

比較的施工場所が近い建設局や他局発注の工事・業務委託（単価契約を含む）を入札等の都合により、一括して入札・契約する取扱い（経費調整なし）は継続します。